

北杜市耐震改修促進計画

令和3年4月（改定）

北 杜 市

目 次

序章

- 1 計画の目的
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係
- 3 計画の期間

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模・被害の状況
- 2 耐震化の現状
- 3 耐震改修等の目標設定
- 4 市有建築物の耐震化の現状等

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成・公表
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
- 3 パンフレットの作成・配布
- 4 技術者向け研修会の開催
- 5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 6 自治会等との連携に関する事項
- 7 戸別訪問による耐震化の啓発
- 8 税制の周知・普及

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 県、市町村、関係団体による体制の整備
- 2 北杜市での耐震化促進体制の整備

序章

1 計画の目的

北杜市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後、予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定する。

耐震化の必要性について

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

一方、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震や東南海・南海地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

こうしたことから、建築物の耐震改修については、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき策定したものです。

また、北杜市地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項について定めたものです。

3 計画の期間

本計画は、平成20年度から令和7年度までの18年間の計画期間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて検証することとします。

前計画は、平成20年度から令和2年度までの13年間の計画期間として策定しましたが、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の一部改定を受け、計画期間を5年間延長するとともに所要の見直しを行いました。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地域防災計画によると、県内で想定される地震は次のとおりです。

- ア 東海地震
- イ 南関東直下プレート境界地震（現在は首都直下地震）
- ウ 釜無川断層地震
- エ 藤の木愛川断層地震
- オ 曾根丘陵断層地震
- カ 糸魚川－静岡構造線地震

なお、ウ～カは、活断層による地震です。

(1) 想定される地震の規模

想定される地震の規模、地震の位置は次のとおりです。（表1-1、図1-1）

表1-1 想定される地震一覧

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

想定される地震	想定される地震の規模
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震 (M7、M9、M14)	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、増穂町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。



図1-1 想定地震の位置（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）によると、本市の人的被害は次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時予知なしの場合とし、その他の地震では平日の夕方6時を想定したものです。（表1-2）

表1-2 想定される地震による人的被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（単位：人）

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	6	18	204	228
南関東直下プレート境界地震	2	5	54	61
釜無川断層地震	347	161	1,852	2,360
藤の木愛川断層地震	7	22	241	270
曾根丘陵断層地震	0	3	34	37
糸魚川-静岡構造線地震	232	132	1,532	1,896

(3) 建物被害

また、山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）によると、北杜市の建物被害は次のとおりです。（表1-3）

表1-3 想定される地震による建物被害想定
（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（単位：棟）

	全 壊	半 壊	合 計
東海地震	113	674	787
南関東直下プレート境界地震	14	147	161
釜無川断層地震	7,436	5,752	13,188
藤の木愛川断層地震	129	862	991
曾根丘陵断層地震	8	81	89
糸魚川－静岡構造線地震	4,954	5,581	10,535

2 耐震化の現状

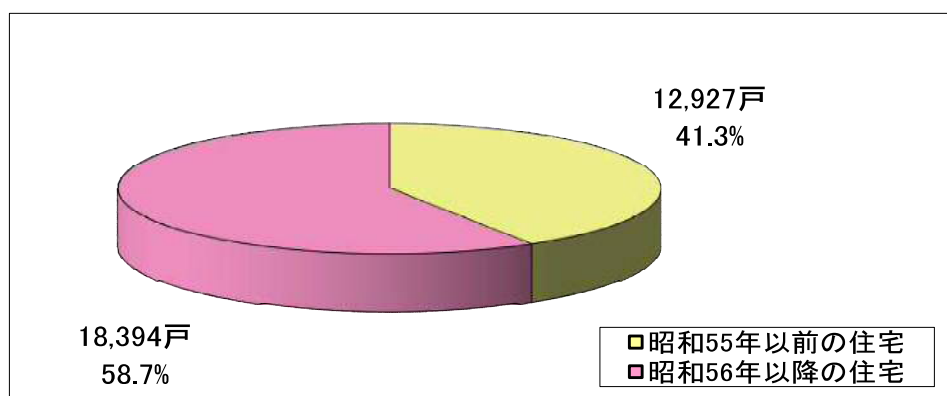
(1) 住宅建築時期別の状況等

平成18年1月1日時点の家屋の集計によると、北杜市内の住宅総数は、31,321戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、12,927戸で全体の41.3%を占めています。(表1-4)

表1-4 建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	31,321	昭和55年以前の住宅 ※	12,927 41.3%	昭和56年以降の住宅 ※	18,394 58.7%
------	--------	--------------	-----------------	--------------	-----------------



※ 昭和56年6月1日に建築基準法の耐震関係規定が改正された(新耐震基準)ため、昭和56年5月31日以前と同年6月1日以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が昭和55年と昭和56年で分かれているため便宜上この区分を採用しています。

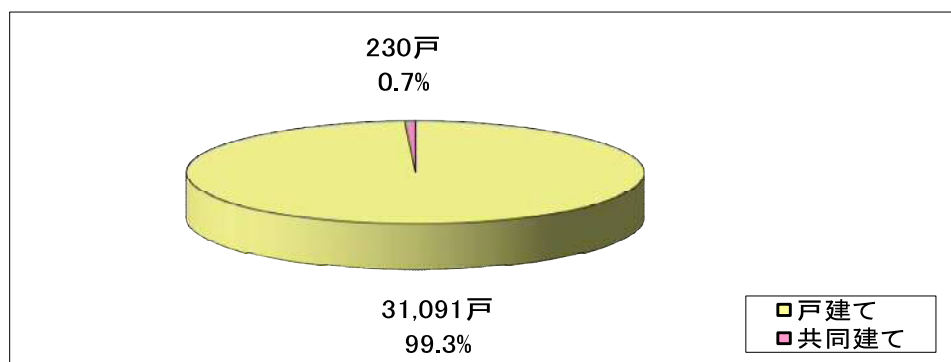
北杜市内の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の99.3%を占めています。

また、戸建て住宅の41.5%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は41.2%です。

一方、共同建て住宅においては、昭和55年以前に建築された割合が12.2%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.7%と低くなっています。(表1-5)

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
	31,321		12,927		18,394	
戸建て	31,091	99.3%	12,899	41.5%	18,192	58.5%
共同建て	230	0.7%	28	12.2%	202	87.8%

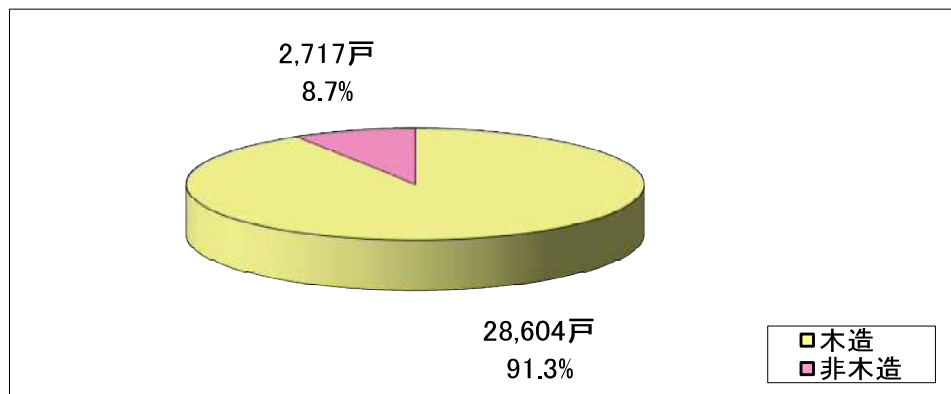


住宅の構造別に見ると、木造住宅は28,604戸あり、全体の91.3%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が12,124戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の93.8%を占めています。(表1-6)

表1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位: 戸)

住宅総数	①		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅	
	②	構成比 (②/①)	③	(③/②)	④	(④/②)
		31,321		12,927		18,394
木造	28,604	91.3%	12,124	42.4%	16,480	57.6%
非木造	2,717	8.7%	803	29.6%	1,914	70.4%



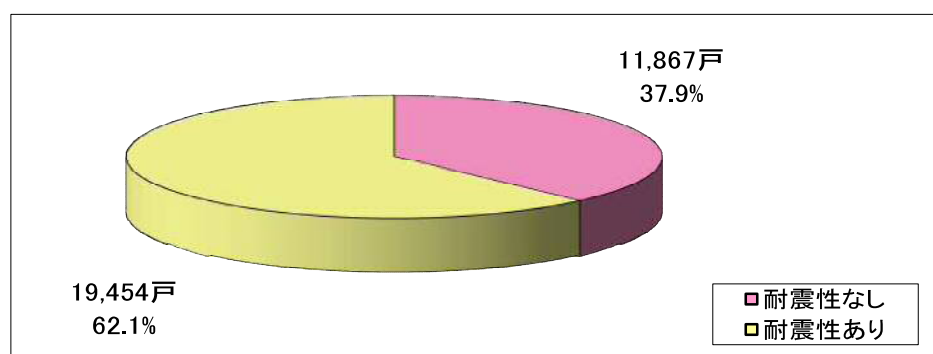
(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を実施したものを加えると、耐震性のある住宅数は19,454戸になり、市内における住宅の耐震化率は、平成18年度末で62.1%と推計されます。(表1-7)

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅 ① (②+⑥)	昭和55年以前の住宅	耐震性を有するもの	耐震改修を実施したもの	耐震性が無いもの	昭和56年以降の住宅	耐震性有の住宅数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 ⑧ (⑦/①) (平成18年度末推計値)
	②	③	④	⑤	⑥		
31,321	12,927	800	260	11,867	18,394	19,454	62.1%



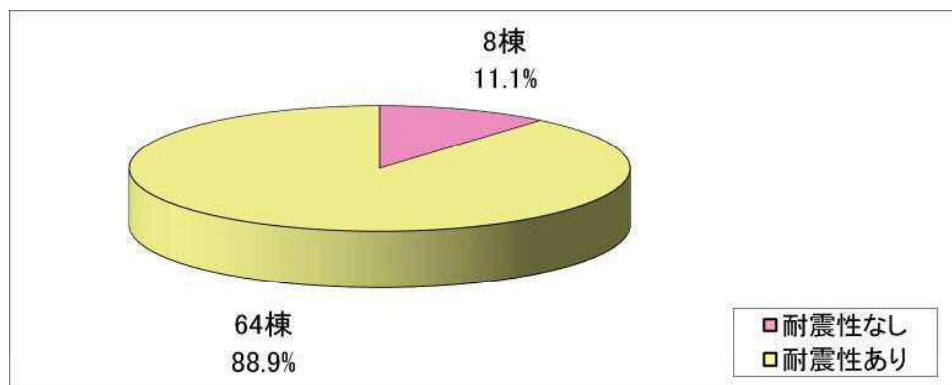
(3) 特定建築物等※の耐震化の現状

「多数の者が利用する特定建築物等」は、72棟あります。このうち昭和55年以前に建築された42棟の中で耐震性を有するもの11棟（推計値）と耐震改修を実施したもの23棟（推計値）を昭和56年以降に建築された30棟に加えた、64棟（推計値）が耐震性を有すると考えられます。

従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、平成18年度末で88.9%と推計されます。（表1-8）

表1-8 「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状（単位：棟）

特定建築物等 ① (②+⑥) 72	昭和55年以前の住宅				昭和56年以降の住宅 ⑥ 30	耐震性有の住宅数 ⑦ (③+④+⑥) 64	耐震化率 ⑧ (⑦/①) 88.9%
	耐震性を有するもの ③ 11	耐震改修を実施したもの ④ 23	耐震性が無いもの ⑤ 8	昭和55年以前の住宅 ② 42			



※ 特定建築物等について

本計画において「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず次に掲げる建築物をいい、法第6条に規定する「特定建築物」（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）と区別している。

- ・法第6条第1号に規定する建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物等」という。）
- ・法第6条第2号に規定する建築物（以下「危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物等」という。）
- ・法第6条第3号に規定する建築物（以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある特定建築物等」という。）

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。(表1-9)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-9 「多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状」 (単位:棟)

区分	用途	昭和55年 以前の建 築物	昭和56年 以降の建 築物	建築物数	耐震性有 建築物数	耐震化率
		①	②	③ (①+②)	④	⑤ (④/③)
災害時 の 拠 点 と な る 建 築 物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	24	18	42	39	92.9%
	公共建築物	20	18	38	36	94.7%
	民間建築物	4	0	4	3	75.0%
不 特 定 多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	3	3	6	4	66.7%
	公共建築物	0	1	1	1	100.0%
	民間建築物	3	2	5	3	60.0%
特 定 多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	15	9	24	21	87.5%
	公共建築物	0	8	8	8	100.0%
	民間建築物	15	1	16	13	81.3%
計		42	30	72	64	88.9%
	公共建築物	20	27	47	45	95.7%
	民間建築物	22	3	25	19	76.0%

※ 民間建築物の④と⑤は、推計値です。

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針を踏まえ、「住宅」及び「多数の者が利用する特定建築物等」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

令和7年度末における住宅の耐震化率の目標

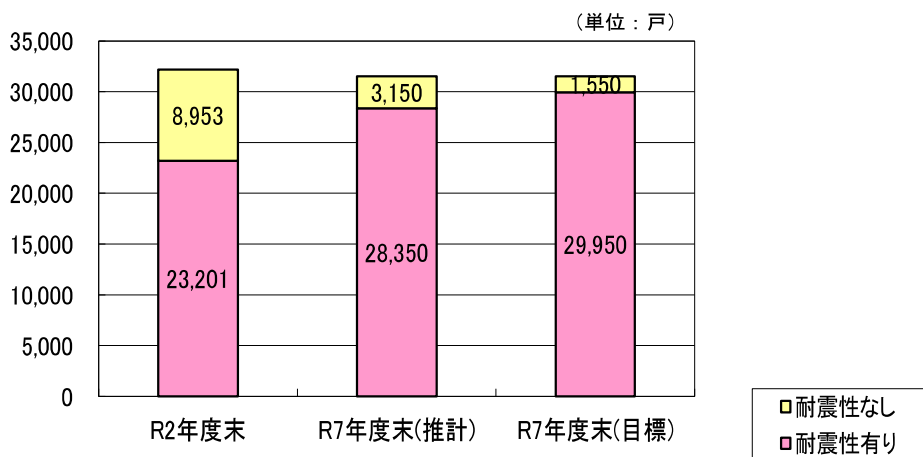
国の基本方針において、住宅の耐震化率については、平成15年の約75%を令和7年までに95%とすることを目標としています。

このため、北杜市においても、国の基本方針および県の「耐震改修促進計画」を受け、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とします。

(表1-10)

表1-10 令和7年度末における住宅の耐震化率の目標 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		昭和55年以前の住宅 ②			昭和56年以降の住宅 ⑤	耐震性 有の住 宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 (令和2 年度末 推計値) ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 (令和7 年度末) ⑧ (⑥/①)
		耐震性 を有す るもの ③	耐震性 が無い もの ④					
R2年度末	32,154	9,072	119	8,953	23,082	23,201	72.2%	
R7年度末 (推計)	31,500	5,500	2,350	3,150	26,000	28,350	90.0%	
R7年度末 (目標)	31,500	5,000	3,450	1,550	26,500	29,950		95.0%



(2) 特定建築物等の耐震化率の現状と目標

「多数の者が利用する特定建築物等」は82棟あります。このうち、昭和55年以前に建築された耐震性を有する37棟と、昭和56年以降に建築された40棟を合わせた77棟が耐震性を有すると考えられます。

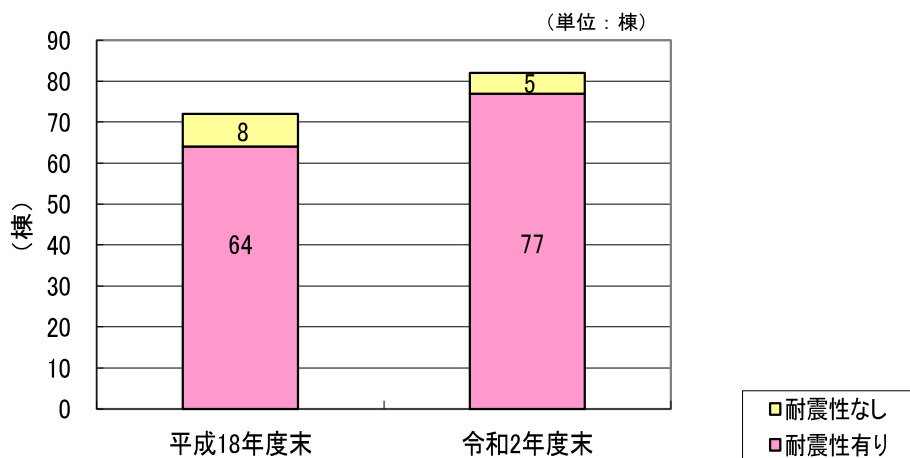
従って、「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率は、令和2年度末の目標である90%に対し、93.9%と推計され、目標は達成されました。

(表1-11)

今後の目標は設定しませんが、耐震性が不十分な建築物が解消されるよう、耐震化啓発活動を継続してきます。(表1-11)

表1-11 令和2年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)

多数の者が利用する特定建築物等の総数 ① (②+⑤)		昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅 ⑤	耐震性有の特定建築物等数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率	耐震化率
		耐震性を有するもの ③	耐震性が無いもの ④			(平成18年度末推計値) ⑦ (⑥/①)	(令和2年度末推計値) ⑧ (⑥/①)
H18年度末	72	42	34	8	30	64	88.9%
R2年度末	82	42	37	5	40	77	93.9%



また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の目標は下表のとおりです。(表1-12)

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-12 令和2年度末における「多数の者が利用する特定建築物等」の耐震化率 (単位:棟)

区分	用途	令和2年度末現在					耐震化率 (令和2年度末)
		昭和55年以前の建築物 ①	昭和56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有建築物数 ④	耐震化率 ⑤ (④/③)	
災害時の拠点となる建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	24	26	50	49	98.0%	98%
	公共建築物	20	26	46	46	100.0%	100%
	民間建築物	4	0	4	3	75.0%	75%
不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	3	3	6	5	83.3%	83%
	公共建築物	0	1	1	1	100.0%	100%
	民間建築物	3	2	5	4	80.0%	80%
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	15	11	26	23	88.5%	89%
	公共建築物	0	10	10	10	100.0%	100%
	民間建築物	15	1	16	13	81.3%	81%
計		42	40	82	77	93.9%	94%
	公共建築物	20	37	57	57	100.0%	100%
	民間建築物	22	3	25	20	80.0%	80%

4 市有建築物の耐震化の現状等

市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化の必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」は57棟あり、そのうち昭和55年以前に建てられたものは20棟になります。この20棟のうち、耐震性を有するものは20棟になります。これに、昭和56年以降に建築された37棟を加えた57棟が耐震性能を有しており、現状での耐震化率は100%となります。（表1-13）

表1-13 市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化の現状
（単位：棟）

区分	昭和55年以前の建築物 ②		昭和56年以降の建築 ①	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 令和2年度末 ⑤ (④/③)
	耐震性					
	有	無				
災害時の拠点となる建築物	20	20	0	26	46	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	1	1	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	10	10	100.0%
うち市営住宅	0	0	0	9	9	100.0%
計	20	20	0	37	57	100.0%

(2) 市有建築物の耐震化率

市有建築物のうち「多数の者が利用する特定建築物等」の令和2年度末における耐震化率は100%となります。(表1-14)

表1-14 市有建築物（「多数の者が利用する特定建築物等」）の耐震化率

区分	平成18年度末の耐震化率	令和2年度末の耐震化率
災害時の拠点となる建築物	94.7%	100%
不特定多数の者が利用する建築物	100.0%	100%
特定多数の者が利用する建築物	100.0%	100%
計	95.7%	100%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠であり、県と市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、市町村、建築関係団体は、相互に連携を図りながら次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施します。

(1) 北杜市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ります。

このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えます。

(2) 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努めます。

特に、法第6条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修の実施に努めます。

(3) 建築関係団体

建築の専門知識を有しており、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、北杜市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。引き続きこうした支援事業を実施し、住宅の耐震化を促進します。

①木造住宅耐震診断事業

事業内容	既存木造住宅について、耐震診断を実施
対象	<p>■対象建築物（すべてあてはまる木造住宅が対象）</p> <p>(1) 市内に住所を有する個人が所有する住宅で、かつ居住しているもの</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に着工した住宅</p> <p>(3) 木造で在来工法（軸組工法、伝統工法）であるもの</p> <p>(4) 2階建て以下のもの</p> <p>(5) 戸建て住宅で長屋及び共同住宅以外のもの</p>
事業主体	住宅所有者の申請により市が実施
補助率（額）	全額市が負担

②木造住宅耐震改修事業

事業内容	既存木造住宅の耐震改修設計に基づき行う耐震改修工事について、経費の一部を補助
対象	<p>耐震診断の結果、倒壊の危険があると診断された昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅</p> <p>(耐震改修設計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評点が1.0以上となる耐震工事のための設計 <p>(耐震改修工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評点を1.0以上にする耐震工事を行う住宅
事業主体	住宅所有者
補助額（率）	耐震改修工事に係る費用の80%以内とし、100万円を限度

(2) 特定建築物に関する支援策

多数の者が利用する特定建築物や危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物などの耐震化を促進するため、今後、市では県と連携し、適切な役割分担を踏まえ、耐震診断等に関する支援制度について検討を進めます。

(3) 避難路沿道建築物に関する支援策

避難路沿道建築物のうち、法で定める通行障害既存耐震不適格建築物について、市が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。

①耐震診断

事業内容	避難路沿道建築物の耐震診断について、経費の一部を補助
対象	建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第3号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物
事業主体	建物所有者
補助額(率)	補助対象経費(限度額)の額

②耐震設計

事業内容	避難路沿道建築物の耐震設計について、経費の一部を補助
対象	法で規定する通行障害既存耐震不適格建築物で耐震性のないもの
事業主体	建物所有者
補助額(率)	補助対象経費(限度額)の5/6以内の額

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、一般社団法人山梨県建築士事務所協会等が実施した、耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、県（建築住宅課及び各建設事務所）、一般社団法人山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

①ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀や擁壁の転倒により、死傷者の発生や避難救助活動の妨げになることが危惧されます。

このため、避難路、通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、市の助成金交付制度等の活用等により改修工事を実施するよう所有者に対して周知、指導を行います。

○ブロック塀等安全確保対策支援事業

事業内容	避難路沿道等に存するブロック塀等の除却、耐震改修、再築工事について、経費の一部を補助
対象	避難路沿道等に存する個人所有の補強コンクリートブロック造、組積造の塀 ※対象となる避難路等その他補助制度の執行上必要な事項は、別紙のとおりとする
事業主体	所有者
補助額(額)	補助対象経費の2/3以内かつ20万円(重要路線については30万円)を限度

②ガラス・天井等の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラスが割れて飛散や、天井が落下するなどの事故を防止するため、ガラスや天井の落下の危険性について、市民や建物所有者に周知し、耐震化を促していきます。

③エレベーターの安全確保対策

地震時のエレベーター内部の閉じ込め事故を防止するため、地震対策が講じられていない既存エレベーターについては、安全性が確保されるよう普及・啓発を行いながら改修を促していきます。

④家具等の転倒防止対策

地震が発生すると家具等が転倒し、負傷や避難の妨げになります。このため、身近な地震対策として家具等の転倒防止について、パンフレット等により普及・啓発に努めます。

⑤地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため被災建築物応急危険度判定制度※に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対して被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士(専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士)が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「北杜市地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路等が位置付けられています。

この緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を、次のとおり指定します。

この指定によって、当該道路の沿道建築物で次の条件を満たす建築物の所有者は、定められた期限までに耐震診断を行い、その結果を山梨県に報告することとなります。

①耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

道路種別	路線名	起終点
高速自動車国道	中央自動車道 (西宮線)	市内全線
一般国道 (指定区間)	国道20号	市内全線
一般国道 (指定外)	国道141号	市内全線
主要地方道	北杜富士見線	国道141号交点(高根町)～ 長野県境
	茅野北杜韮崎線	北杜富士見線交点～ 韮崎市境
	韮崎増富線	韮崎市境～ 北杜市役所明野総合支所
	北杜八ヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(大泉町)～ 国道141号交点(須玉町)
	須玉インター線	全線
一般県道	長沢小淵沢線	国道141号交点(高根町)～ 北杜八ヶ岳公園線交点(大泉町)
	須玉中田線	韮崎市境～ 塩川病院(須玉町)
	台ヶ原富岡線	国道20号交点(白州町)～ 茅野・北杜・韮崎線交点(長坂町)

市道	長坂上条40号線	全線
	箕輪・下黒澤線	全線
農道	八ヶ岳南広域農道	市道富岡・大八田線交点（長坂町）～ 北杜八ヶ岳公園線と市道箕輪・下黒澤 線交点（高根町）

②義務付け対象となる建築物の要件

以下の要件を満たすもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物
- ・①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1項」の「通行障害建築物の要件」に該当する建築物

③耐震診断結果の報告期限

報告期限は令和5年3月31日までであり、耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、文書の送付により、報告を促します。

④耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、耐震診断結果の報告を受けた後に、法第9条に基づき、報告内容をホームページ等により公表します。

(2) 耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの

北杜市地域防災計画では高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成し災害時に輸送の骨格をなす道路である第1次緊急輸送路の他、第1次緊急輸送路を補完し相互に連絡し緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路として第2次緊急輸送路として指定しています。

以上をふまえ、耐震診断の義務付け対象とならないが耐震化を促進すべき重要な道路として、次の道路を耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけ、沿道の耐震化を促進します。

耐震改修促進法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの		
道路種別	路線名	起終点
一般県道	長沢小淵沢線	北杜八ヶ岳公園線交点（大泉町）～ 小荒間長坂停車場線交点（長坂町）

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

住宅・建築物の耐震化を促進するために、市民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの作成・公表

市では、県のハザードマップを準用し、注意を促すよう努めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、県、一般社団法人山梨県建築士会地震相談窓口及び一般社団法人山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めます。

3 パンフレットの作成・配布

市では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットを相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等を行い、市民に対し各種情報の提供に努めます。

4 技術者向け研修会の開催

改修事業者の耐震改修に求められる経済的かつ的確な技術力向上のため、県と連携し必要に応じて研修会を開催します。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、市では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後も、一般的なリフォーム工事と併せ耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供等に努めます。

なお、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を市民に紹介します。

6 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市では各自治会と連携して地域ぐるみの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、住宅等の耐震化が促進されるよう引き続き情報提供等に努めます。

7 戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・耐震改修工事を推進するため、県、市、自治会等、建築士等が連携して戸別訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介、申し込みの受付を実施しています。

8 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、所得税や固定資産税の優遇措置を実施しています。

また、住宅ローンの減税措置により、一定条件のもと10年間の控除が受けられます。

その概要は、次のとおりです。（表3-1）（表3-2）

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表3-1 税制の概要

項目	内容
所得税	令和3年12月31日までの間に、居住用家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたもの）について、一定の耐震改修をした場合には、当該工事に係る標準的な費用相当額の10%相当額（25万円が限度）の所得税額の控除ができます。
固定資産税	昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対して、令和4年3月31日までに、最新の耐震基準に適合する耐震改修を実施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税について、税額の2分の1が減額（1戸当たり120㎡相当分までに限る）されます。 ※通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は、2年度分税額の2分の1が減額されます。

この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

表3-2 住宅ローンに対する減税措置

項目	内容
所得税	耐震改修工事を行い、令和3年12月31日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除することができます。 （現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 県、市町村、関係団体による体制の整備

円滑かつ適切な耐震化を促進するため、県、市町村及び県内建築関係団体による体制を整備し、耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換等を行うこととします。

2 北杜市での耐震化促進体制の整備

本市内での適切な耐震化を促進させるため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供等を行うこととします。

また、耐震診断及び耐震改修について、県と連携し、積極的に補助金の交付を行うこととします。

北杜市 建設部 住宅課

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

TEL 0551-42-1111 (代表)

FAX 0551-42-2235

ホームページ <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp>

平成20年 4月 (作成)

平成26年11月 (一部改定)

平成28年 4月 (一部改定)

平成31年 4月 (一部改定)

令和 元年 8月 (一部改定)

令和 3年 4月 (一部改定)

別紙

ブロック塀等の補助制度の執行上必要な事項

- 1 北杜市耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保対策支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（国）及び山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業（県））の対象となる道路は、次のとおりとする。

なお、補助金の交付にあたっては、北杜市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱に基づき実施するものとする。

- ① 学校安全計画に基づく通学路
- ② 緊急輸送道路及び避難路
- ③ 住宅から避難所、避難地等へ至る道路（避難路）
- ④ 重要路線とは、山梨県及び北杜市の地域防災計画に位置付けられた第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路沿道をいう（別表1）

※ ③の避難路は、一般国道・主要地方道・一般県道・幹線一級市道・幹線二級市道及びこれらの道路交点から指定避難場所を結ぶ合理的な経路の一般市道とする。

- 2 北杜市では、ブロック塀等安全確保対策支援事業の対象となる道路が確認できるようにするために、次の資料を常備する。

- ・北杜市地域防災計画に定める避難地、避難所及び福祉避難所
- ・各学校が定める通学路
- ・北杜市耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路、避難路

(別表 1)

○重要路線

区分	No.	路線名	起終点
第一次 緊急輸送道路	①	国道 2 0 号	市内全線
	②	国道 1 4 1 号	市内全線
第二次 緊急輸送道路	③	北杜富士見線	国道 1 4 1 号交点（高根町）～ 長野県境
	④	茅野北杜葦崎線	北杜富士見線交点～ 葦崎市境
	⑤	葦崎増富線	葦崎市境～ 北杜市役所明野総合支所
	⑥	北杜八ヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点～ 北杜富士見線交点
	⑦	須玉インター線	全線
	⑧	台ヶ原長坂線	国道 2 0 号交点～ 茅野北杜葦崎線交点
	⑨	長沢小淵沢線	国道 1 4 1 号交点～ 小荒間長坂（停）線交点
	⑩	横手日野春（停）線	国道 2 0 号交点～ 北杜市役所武川総合支所
	⑪	須玉中田線	国道 1 4 1 号交点～ 市立塩川病院
	⑫	小荒間長坂（停）線	長坂高根線交点～ 長沢小淵沢線交点